入札制度関連情報＜工事＞

YOKOSUKA　CITY

平成２１年　４月　１日制定

現場代理人及び主任技術者の重複配置について（重複配置の特例）

工事請負契約において、請負代金額が ５００万円以上の工事に対しては、現場代理人の常駐義務（工事請負契約約款第10条第４項）を課し、また請負代金額が 4,500万円（建築一式工事の場合は 9,000万円）以上の工事に対しては、建設業法の規定に則り、主任技術者の専任義務を課していますが、一定の条件を満たす工事については、現場代理人の常駐及び主任技術者の専任義務に関する要件を緩和し、次のとおり現場代理人及び主任技術者の重複配置を認めることとします。

㊀ 建設業法施行令第 27 条第 2 項の規定にもとづく特例

１　現場代理人

（１）現場代理人の重複配置を認める工事

区分	対　象　者	重複配置の内容
Ⅰ	市内事業者	当初請負代金額が４，５００万円未満の工事２件について、現場代理人を重複配置できます。
Ⅱ	工事成績平均点が７７点以上の市内事業者 又は 優良工事認定を受けた市内事業者	当初請負代金額が８，０００万円未満の工事と 当初請負代金額が４，５００万円未満の工事併せて２件について、現場代理人を重複配置できます。

＊「市内事業者」とは、競争入札参加有資格者登録の所在区分が「市内」である者をいいます。

＊複数の業種で工事成績平均点を有している場合は、最も工事成績平均点の高い業種を採用します。

＊工事成績平均点については、別途「工事成績点の取扱いについて」を参照してください。

（２）重複配置の条件

①横須賀市長又は横須賀市上下水道事業管理者が発注する工事であること。

②契約前又は現場代理人変更前に「現場代理人及び主任技術者重複配置届」を提出すること。

③必ずどちらかの工事現場に常駐すること。

④工事現場が「市内」であること。

⑤工事現場における運営、取締及び権限行使に支障がなく、発注者との連絡体制が確保されていること。

＊現場代理人の重複配置条件の取扱いは、主任技術者についても準用します。

（３）落札候補者の取扱い

落札候補者の予定技術者届に記載された現場代理人が既に施工中工事の現場代理人に配置されていた場合は、重複配置の意思があるものとみなし、重複配置が可能と判断した案件については、落札決定とします。

従って、落札者は、契約前に「現場代理人及び主任技術者重複配置届」の提出が必要になります。

（４）優良工事認定を受けた市内事業者

優良工事認定対象期間に優良工事認定を１件以上受けた市内事業者をいいます。

◎優良工事認定対象期間

令和４年度（２０２２年度)以降は、直近３年度分を対象期間とします。

◎優良工事認定事業者は、次の掲載先から確認できます。

「横須賀市ホームページ」→「市政情報」→「入札・契約・検査」→
「検査情報」→「優良工事」→「優良工事認定一覧」

（５）実施時期

令和７年２月１日

（６）その他

①重複配置の可否について

重複配置の可否については、次の例のとおりです。

例１）当初請負代金額が ４００万円の工事と ３００万円の工事と ２００万円の工事（３件）
請負代金額が ５００万円未満につき、常駐義務がないため、重複配置届の提出は不要（配置可）

例２）当初請負代金額が 4,200万円の工事と 2,000万円の工事と ４００万円の工事（３件）
請負代金額が ５００万円以上は常駐義務を課しているため、特例として重複配置は２件まで可能
（①4,200万円と2,000万円、②4,200万円と400万円、③2,000万円と400万円、①②③のいずれか）

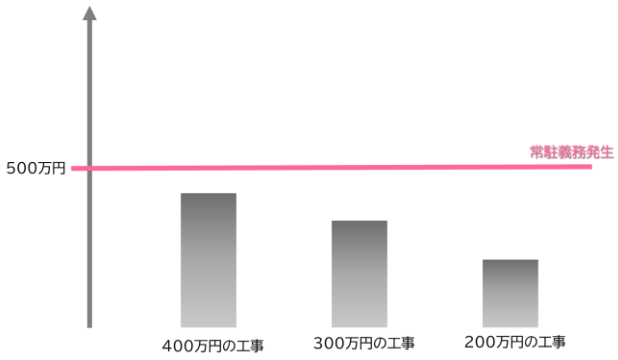

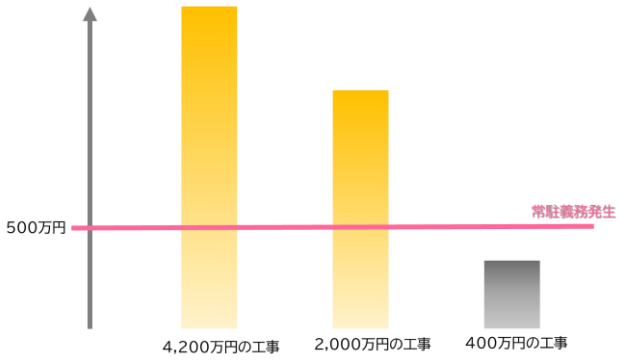

②随意契約の取扱いについて

重複配置は、随意契約に関しても同様の取扱いになります。

（７）現場代理人及び主任技術者重複配置届の書式について

「横須賀市ホームページ」→「オンラインサービス（申請書ダウンロード）」→
「財務部契約課の書式」→「契約関係書類」からダウンロードできます。

２　主任技術者

（１）主任技術者の重複配置を認める工事

区分	対　象　者	重複配置の内容
Ⅰ	工事成績平均点が７７点以上の市内事業者 又は 優良工事認定を受けた市内事業者	当初請負代金額が８，０００万円未満の工事と当初請負代金額が４，５００万円未満の工事併せて２件について、主任技術者を重複配置できます。

＊「市内事業者」とは、競争入札参加有資格者登録の所在区分が「市内」である者をいいます。
＊複数の業種で工事成績平均点を有している場合は、最も工事成績平均点の高い業種を採用します。
＊工事成績平均点については、別途「工事成績点の取扱いについて」を参照してください。

（２）重複配置の条件

①横須賀市長又は横須賀市上下水道事業管理者が発注する工事であること。
②契約前又は主任技術者変更前に「現場代理人及び主任技術者重複配置届」を提出すること。
③工事現場が「市内」（２件の工事とも市内全域）であること。
④工事現場における運営、取締及び権限行使に支障がなく、発注者との連絡体制が確保されていること。
⑤重複配置する２件の工事について、建設工事の種類が同一であること。
ただし、異業種でも建設業法等に定める資格区分が同一の業種内工事は重複配置を認める。
（重複配置が認められる例）
＊一級土木施工管理技士 ＝ 土木一式と舗装の重複配置が可能
＊一級管工事施工管理技士 ＝ 管工事のみ重複配置が可能。
（重複配置が認められない例）
＊一級土木施工管理技士と一級建築施工管理技士の資格所有 … 土木一式と建築一式の重複配置不可
＊土木一式と舗装の実務経験による資格所有 … 土木一式と舗装の重複配置不可
⑥監理技術者の配置条件でないこと。
⑦重複配置する２件の工事が、①～⑥にすべて該当すること。

（３）落札候補者の取扱い

落札候補者の予定技術者届に記載された主任技術者が既に施工中工事の主任技術者に配置されていた場合は、重複配置の意思があるものとみなし、重複配置が可能と判断した案件については、落札決定とします。

従って、落札者は、契約前に「現場代理人及び主任技術者重複配置届」の提出が必要になります。

（４）優良工事認定を受けた市内事業者

優良工事認定対象期間に優良工事認定を１件以上受けた市内事業者をいいます。

◎優良工事認定対象期間

令和４年度（２０２２年度)以降は、直近３年度分を対象期間とします。

◎優良工事認定事業者は、次の掲載先から確認できます。

「横須賀市ホームページ」→「市政情報」→「入札・契約・検査」→
「検査情報」→「優良工事」→「優良工事認定一覧」

（５）実施時期

令和７年２月１日

（６）その他

①重複配置の可否について

重複配置の可否については、次の例のとおりです。

例１）当初請負代金額が 3,000万円の工事と 2,500万円の工事と 2,000万円の工事（３件）
請負代金額が 4,500万円未満につき、専任義務がないため、重複配置届の提出は不要（配置可）

例２）当初請負代金額が 7,000万円の工事と 4,700万円の工事と 2,000万円の工事（３件）
請負代金額が 4,500万円以上は専任義務を課しているため、特例として重複配置は２件まで可能
（①7,000万円と2,000万円、②4,700万円と2,000万円、①②のいずれか）

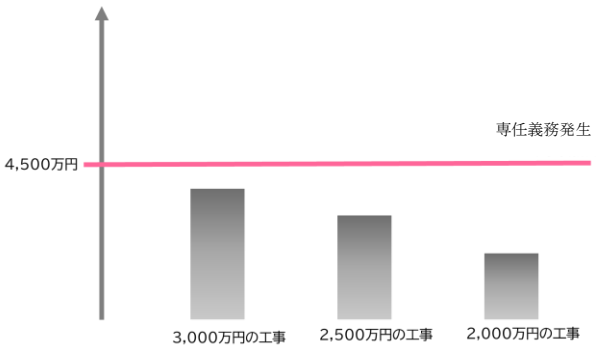

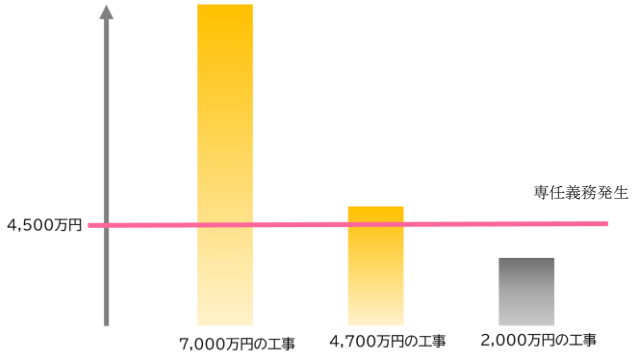

②随意契約の取扱いについて

重複配置は、随意契約に関しても同様の取扱いになります。

（７）現場代理人及び主任技術者重複配置届の書式について

「横須賀市ホームページ」→「オンラインサービス（申請書ダウンロード）」→
「財務部契約課の書式」→「契約関係書類」からダウンロードできます。

新設

㊁ 建設業法第 26 条第 3 項第 1 号の規定にもとづく特例

（1）重複配置を認める工事

区分	対　象　者	重複配置の内容
Ⅲ	工事成績平均点が７７点以上の市内事業者 又は 優良工事認定を受けた市内事業者	当初請負代金額が　１億円未満（建築一式工事の場合は、２億円未満）の工事　２件について、現場代理人、主任技術者、及び監理技術者を重複配置できます。

＊「市内事業者」とは、競争入札参加有資格者登録の所在区分が「市内」である者をいいます。
＊複数の業種で工事成績平均点を有している場合は、最も工事成績平均点の高い業種を採用します。
＊工事成績平均点については、別途「工事成績点の取扱いについて」を参照してください。

（2）重複配置の条件（建設業法第26条第３項第１号　等の規定で定める要件）

①横須賀市長又は横須賀市上下水道事業管理者が発注する工事であること。
②契約前又は現場代理人変更前に「現場代理人及び主任技術者重複配置届」を提出すること。
③必ずどちらかの工事現場に常駐すること。（現場代理人を重複配置する場合）
④工事現場が「市内」であること。
⑤工事現場における運営、取締及び権限行使に支障がなく、発注者との連絡体制が確保されていること。
⑥重複配置することができる工事現場の数は、「２」であること。
⑦重複配置することができる工事の請負代金額は、１億円未満（建築一式工事の場合は、２億円未満）であること。
⑧重複配置する工事現場間の距離が１日の勤務時間内に巡回可能なものであり、かつ、一方の工事現場において災害、事故その他の事象が発生した場合に、他方の工事現場から、おおむね２時間以内に到着できること。
⑨本市と契約する事業者に連なる下請次数が、「３」以下であること。
⑩重複配置する現場代理人等との連絡その他必要な措置を講ずるための者（工種が土木一式工事又は建築一式工事の場合は当該工事に関する１年以上の実務経験を有する者に限る）を配置できること。
⑪工事現場の施工体制を営業所技術者が情報通信技術を利用する方法により確認することができる措置を講じていること。（情報通信技術：現場作業員の入退場が遠隔から管理できる ＣＣＵＳ 又は ＣＣＵＳ と ＡＰＩ 連携したシステム、その他遠隔から現場作業員の入退場が確認でき

るシステム）

⑫重複配置する現場代理人等が、当該工事現場以外の場所から、当該工事現場の状況を確認するために必要な映像及び音声の送受信が可能な情報通信機器が設置され、かつ、当該機器を用いた通信を利用することが可能な環境が確保されていること。（映像及び音声の送受信が可能な情報通信機器：スマートフォン、タブレット端末、ＷＥＢ会議システム等）

⑬次に掲げる事項を記載した人員の配置計画書を作成し、工事現場に備え置き、及び営業所で一定期間保存していること。

- 事業者の名称及び所在地
- 営業所名称及び当該営業所技術者の氏名
- 当該営業所技術者の１日当たりの法定外労働時間の見込み及び実績
- 契約した建設工事の名称、所在地、内容、請負代金額、及び、当該契約を締結した営業所の所在地
- 当該営業所と、契約した建設工事の工事現場の間の移動時間
- 契約した建設工事の下請次数
- 営業所技術者との連絡その他必要な措置を講ずるための者の氏名及び実務経験の内容（実務経験は契約した建設工事が土木一式工事又は建築一式工事の場合に限る）
- 上記の⑪の工事現場の施工体制を営業所技術者が情報通信技術を利用する方法により確認することができる措置の内容
- 上記の⑫の当該工事現場以外の場所から、当該工事現場の状況を確認するために必要な映像及び音声の送受信が可能な情報通信機器の内容

⑭重複配置する２件の工事について、上記の①から⑬までのすべての条件を満たしていること。

（３）入札時の手続きについて

建設業法第 26 条第３項第１号の規定にもとづく特例の適用を希望する場合は、「予定技術者届」の現場代理人及び技術者の欄に必要事項を記入の上、「予定技術者届」の「※重複配置特例」の欄に、○印を入力し、入札書と一緒に送付すること。（随意契約の場合は、個別に相談をお願いします）

（４）落札候補者の取り扱い

落札候補者の予定技術者届において、上記の ㊁ の（３）のとおり、「予定技術者届」の「※重複配置特例」の欄に、○印の入力がある場合、建設業法第 26 条第３項第１号の規定にもとづく重複配置の意思があるものとみなし、適用が可能と判断した案件（適用が不可の場合に、予定技術者届に記入された他の現場代理人及び技術者で配置可能と判断した場合も含む）については落札決定とします。

※当該 ○印の入力がない場合は、上記の ㊂ を適用し、現場代理人等の配置について確認します。

＜ ㊂ 建設業法施行令第27条第２項の規定にもとづく特例について＞

重複配置早見表①

●新規に落札した工事請負代金額を Ａ とし、手持ち工事の請負代金額を Ｂ としたとき

Ａ　新規に落札した工事請負代金額 ５００万円未満		
Ｂ　手持ち工事	現場代理人	主任技術者
請負代金額 ５００万円未満	重複配置が可能です。 （重複配置届の提出は不要）	重複配置が可能です。 （重複配置届の提出は不要）
請負代金額 ５００万円以上 ４，５００万円未満	特例「１（１）区分Ⅰ・Ⅱ」 の対象者のみ重複配置が可能です。	重複配置が可能です。 （重複配置届の提出は不要）
請負代金額 ４，５００万円以上 ８，０００万円未満	特例「１（１）区分Ⅱ」 の対象者のみ重複配置が可能です。	特例「２（１）区分Ⅰ」 の対象者のみ重複配置が可能です

＊標記の表は、「手持ち工事の現場代理人及び主任技術者」並びに「新規に落札した工事の現場代理人及び主任技術者」が、すべて同一人物である場合とします。

＜ ㊂ 建設業法施行令第27条第２項の規定にもとづく特例について＞

重複配置早見表②

●新規に落札した工事請負代金額を Ａ とし、手持ち工事の請負代金額を Ｂ としたとき

Ａ　新規に落札した工事請負代金額 ５００万円以上４，５００万円未満		
Ｂ　手持ち工事	現場代理人	主任技術者
請負代金額 ５００万円未満	特例「１（１）区分Ⅰ・Ⅱ」 の対象者のみ重複配置が可能です。	重複配置が可能です。 （重複配置届の提出は不要）
請負代金額 ５００万円以上 ４，５００万円未満	特例「１（１）区分Ⅰ・Ⅱ」 の対象者のみ重複配置が可能です。	重複配置が可能です。 （重複配置届の提出は不要）
請負代金額 ４，５００万円以上 ８，０００万円未満	特例「１（１）区分Ⅱ」 の対象者のみ重複配置が可能です。	特例「２（１）区分Ⅰ」 の対象者のみ重複配置が可能です

＊標記の表は、「手持ち工事の現場代理人及び主任技術者」並びに「新規に落札した工事の現場代理人及び主任技術者」が、すべて同一人物である場合とします。

＜ ㊂ 建設業法施行令第27条第２項の規定にもとづく特例について＞

重複配置早見表③

●新規に落札した工事請負代金額を Ａ とし、手持ち工事の請負代金額を Ｂ としたとき

Ａ　新規に落札した工事請負代金額 ４，５００万円以上８，０００万円未満		
Ｂ　手持ち工事	現場代理人	主任技術者
請負代金額 ５００万円未満	特例「１（１）区分Ⅱ」 の対象者のみ重複配置が可能です。	特例「２（１）区分Ⅰ」 の対象者のみ重複配置が可能です
請負代金額 ５００万円以上 ４，５００万円未満	特例「１（１）区分Ⅱ」 の対象者のみ重複配置が可能です。	特例「２（１）区分Ⅰ」 の対象者のみ重複配置が可能です
請負代金額 ４，５００万円以上 ８，０００万円未満	重複配置ができません。	重複配置ができません。

＊標記の表は、「手持ち工事の現場代理人及び主任技術者」並びに「新規に落札した工事の現場代理人及び主任技術者」が、すべて同一人物である場合とします。

＜ ㊀ ・ ㊁ について具体的な配置のイメージ＞

※イメージ図の凡例（土木一式工事で、同一人物を複数の工事に重複配置する場合を想定）

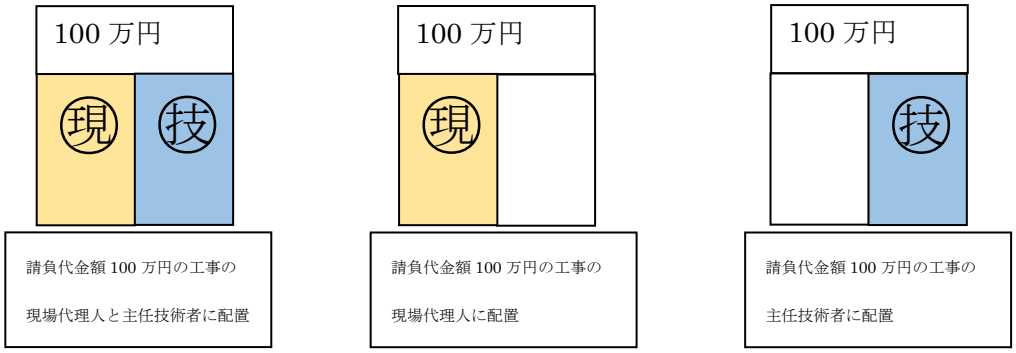

1．㊀ 現場代理人　区分Ⅰ　で　重複配置が想定される主な例

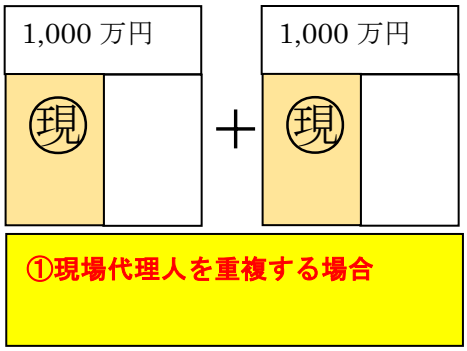

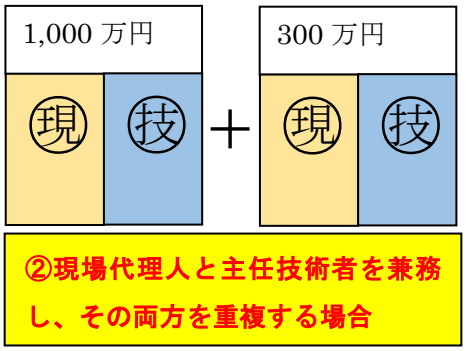

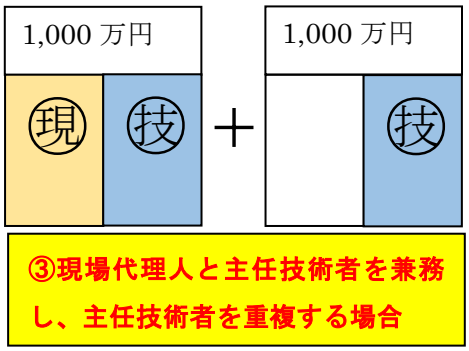

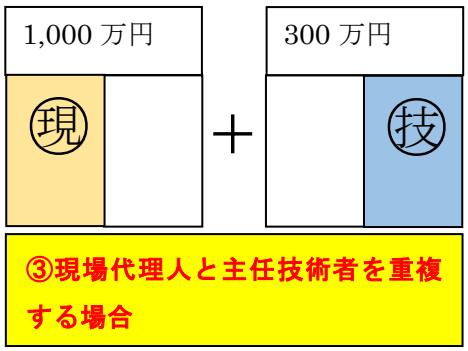

⇒上記の①から④のいずれも、現場代理人の常駐義務のある現場を含めた工事現場の数が「２」であるため、重複配置することができます。

⇒下記のような場合は、現場代理人の常駐義務のある現場を含めた工事現場の数が「２」でなくなるため、重複配置することができません。

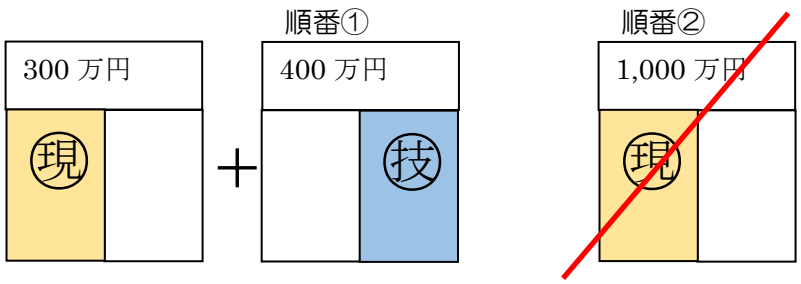

順番①を契約していた場合、順番②は、現場代理人の常駐義務のある現場を含めた工事現場の数が「３」となるため、重複配置できません。

2．㋑　現場代理人　区分Ⅱ　及び　主任技術者　区分Ⅰ　で　重複配置が想定される主な例

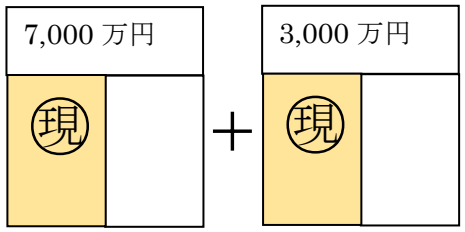

①現場代理人を重複する場合

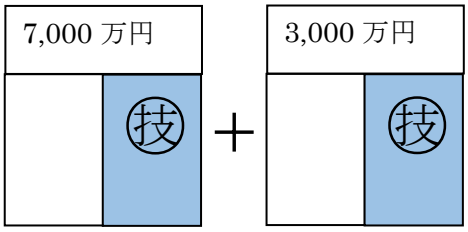

②主任技術者を重複する場合

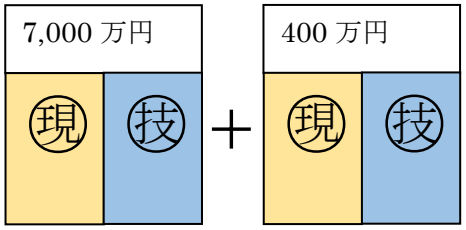

③現場代理人と主任技術者を兼務し、その両方を重複する場合

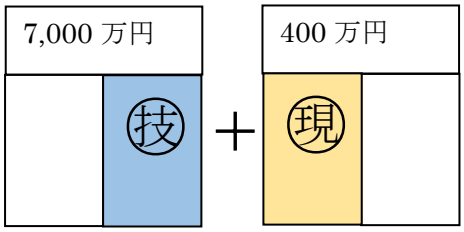

④主任技術者と現場代理人を重複する場合

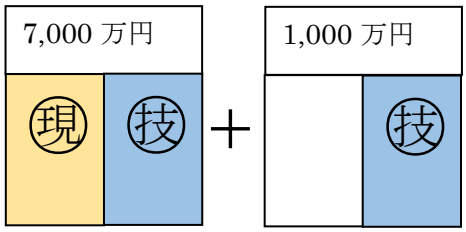

⑤現場代理人と主任技術者を兼務し、主任技術者を重複する場合

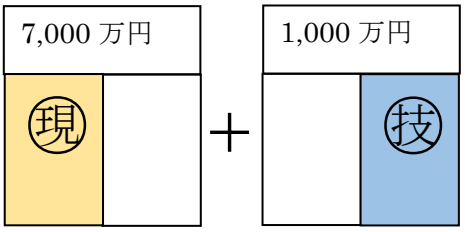

⑥現場代理人と主任技術者を重複する場合

⇒上記の①から⑥のいずれも、現場代理人の常駐義務のある現場、または、主任技術者の専任義務のある現場、を含めた工事現場の数が「２」であるため、重複配置することができます。

⇒下記のような場合は、現場代理人の常駐義務のある現場、または、主任技術者の専任義務のある現場、を含めた工事現場の数が「２」でなくなるため、重複配置することができません。

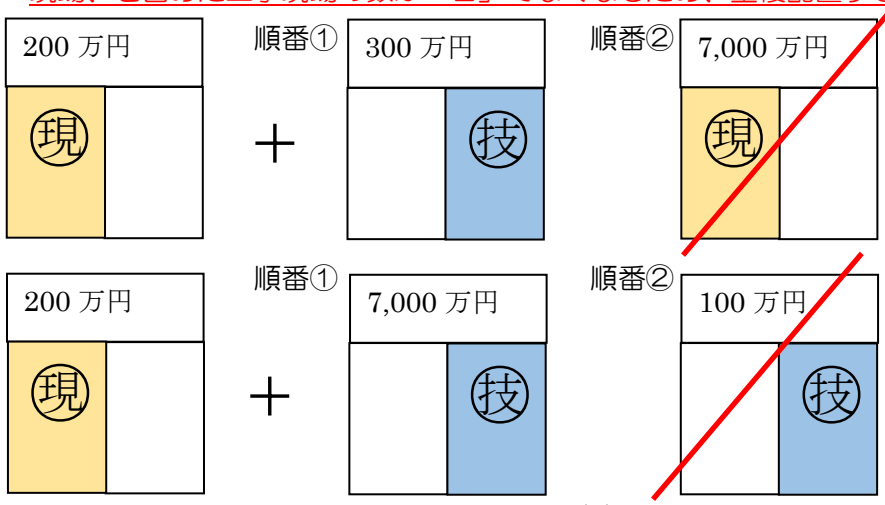

左記の２例とも、順番①を契約していた場合、順番②は、工事現場の数が「３」となるため、重複配置できません。

※上の例は、現場代理人の常駐義務のある現場を含めた工事現場の数

※下の例は、主任技術者の専任義務のある現場を含めた工事現場の数

3.　㊁　区分Ⅲ　で　重複配置が想定される主な例

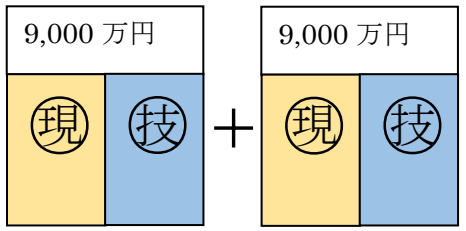

①現場代理人と主任技術者を兼務し、その両方を重複する場合

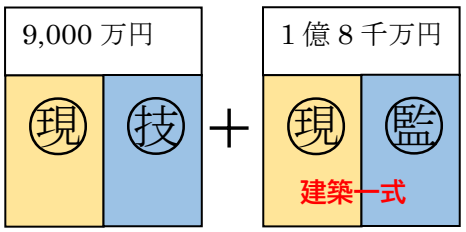

②現場代理人と主任（監理）技術者を兼務し、その両方を重複する場合（1 件は建築一式）

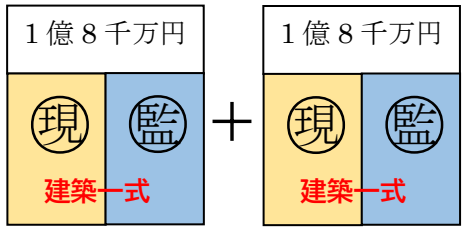

③現場代理人と監理技術者を兼務し、その両方を重複する場合（2 件とも建築一式）

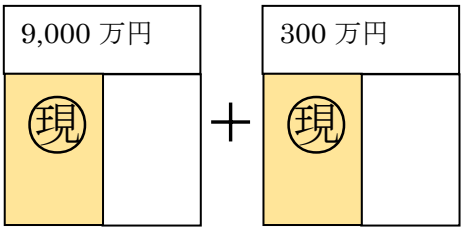

④現場代理人を重複する場合

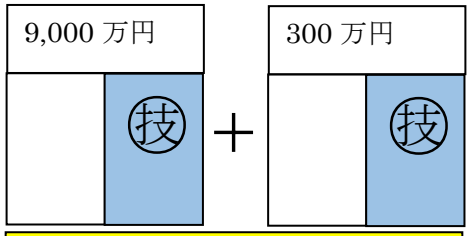

⑤主任技術者を重複する場合

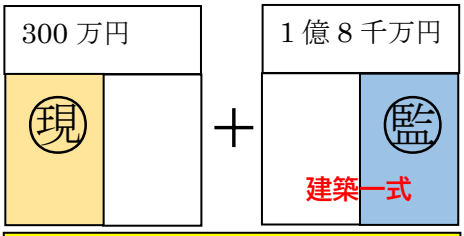

⑥現場代理人と監理技術者を重複する場合（1 件は建築一式）

⇒上記の①から⑥のいずれも、工事現場の数が「2」であるため、重複配置することができます。

⇒下記のような場合は、工事現場の数が「2」でなくなるため、重複配置することができません。

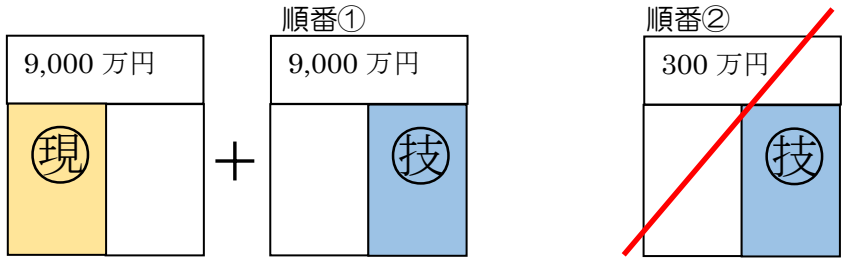

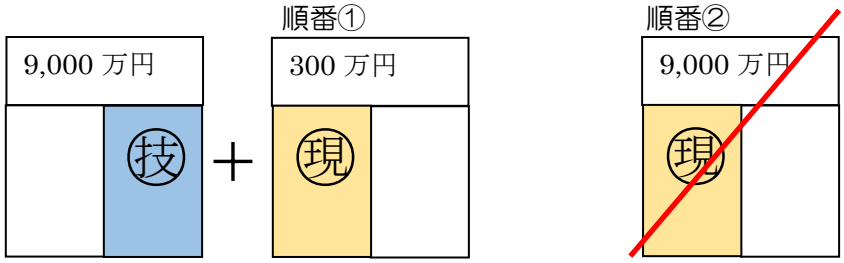

左記の２例とも、順番①を契約していた場合、順番②は、工事現場の数が「３」となるため、重複配置できません。

平成２３年　４月　１日改正
平成２６年　４月　１日改正
平成２８年　４月　１日改正
平成３０年　４月　１日改正
平成３１年　４月　１日改正
令和３年　４月　１日改正
令和５年　１月　１日改正
令和７年　２月　１日改正